

議案第五号

三朝町青年学級開設条例（昭和二十九年条例）
五一号の一부를次のように改める

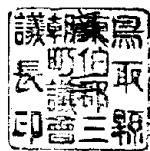
昭和三十年六月三十日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十一年六月廿一日議決

三朝町議会議長 天野

原案可決



昭和三十年三朝町条例并 号

三 朝町青年学級用該条例の一部を改正する条例

又二条中「各地区公民館又は学校が実施する」とあるを「三朝町公民館が実施する」に改める。

附 則

この条例は公布の日より施行し昭和三十年四月一日より適用する。